

STOP! 煽り運転!!

『煽り運転』厳罰化が6月30日からスタートしています!

これまで、「あおり運転」自体を取り締まる規定が道路交通法にはなく、道路交通法の車間距離不保持や急ブレーキ禁止違反、または、刑法の暴行罪などが適用されてきました。

令和2年6月に道路交通法が改正され、あおり運転を取り締まる「妨害運転罪」が創設されました。他の車両の通行を妨げる目的で行う車間距離不保持や急ブレーキなど10類型が「あおり運転」として厳しい取締りの対象となります。

■取締り対象となる妨害運転の典型例

- (1) 車間距離を極端に詰める(車間距離不保持)
- (2) 急な進路変更を行う(進路変更禁止違反)
- (3) 急ブレーキをかける(急ブレーキ禁止違反)
- (4) 危険な追い越し(追越しの方法違反)
- (5) 対向車線にはみ出す(通行区分違反)
- (6) 執ようなクラクション(警音器使用制限違反)
- (7) 執ようなパッシング(減光等義務違反)
- (8) 幅寄せや蛇行運転(安全運転義務違反)
- (9) 高速道路での低速走行(最低速度違反)
- (10) 高速道路での駐停車(高速自動車国道等駐停車違反)



車を運転する際は、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、安全な速度・方法を心がけるとともに、不必要な急ブレーキや無理な進路変更などは絶対にやめましょう。

“煽り運転”をした場合の罰則と行政処分

行為	罰則	行政処分
通行妨害目的で交通の危険のおそれのある方法により、一定の違反をした場合	3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金	違反点数25点 免許取消し (欠格期間2年)
上の行為に加え、著しい危険(高速での停車等)を生じさせた場合	5年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金	違反点数35点 免許取消し (欠格期間3年)

“煽り運転”被害を受けた場合は?

1. サービスエリアやパーキングエリア (PA) などの安全な場所へ避難する

事故の危険があるため、道路上には停車しないようにし、人目のある駐車場やPA等へ移動しましょう。

2. 警察に110番通報する

同乗者がいる場合は、同乗者が110番通報しましょう。

3. 警察が来るまで車外に出ない

車を止めたら、ドアを必ずロックし、警察が到着するまでは車内で待機すること。
相手が追ってきて、脅したり挑発したりしてきても、不用意に車外に出ないでください。

知っていますか? 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

- 加入できる事業主
建設業を営む方
- 対象となる労働者
建設業の現場で働く人
- 掛金 日額310円

特徴

- ◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。 ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

建退共制度の特例措置のお知らせ

建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しています。

建退共から事業主の皆様へお願い

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付して下さい。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

■お問い合わせ 建退共北海道支部 ☎ 011-261-6286

★有料広告



道の駅
上ノ国もんじゅ
フォトコンテスト

【応募期間】

2020年8月1日(土)～11月30日(月)

あなたが魅せたい「道の駅上ノ国もんじゅ」の
魅力溢れる作品をお待ちしております。
入賞者には、道の駅の特産品をプレゼント!

【お問合せ先】

道の駅上ノ国もんじゅ ☎ 0139-55-3955
www.kaminokuni.com/kankokyokai/photo-contest/



年金相談のご案内
(完全予約制)

★開設日時: 8月25日 火 10時～12時・13時～15時30分 ★予約締切: 開設の5日前まで(土日祝除く) ★相談場所: 江差町役場 ★予約先: 江差町役場 健康推進課 国保医療係 ☎0139-52-6725

2020年8月号

